

平成25年12月24日

国土交通省住宅局建築指導課

## 古民家等の歴史的建築物の活用のための建築基準法の適用除外

### ◇規制改革事項等の検討方針(10月18日 日本経済再生本部決定 抜粋)

より多くの歴史的建築物の活用等が円滑に行われるよう、建築審査会における個別の審査を経ずに、地方公共団体に設ける専門の委員会等（歴史的建築物の活用等や構造安全性に係る専門家などから構成）により、建築基準法の適用除外を認める仕組みを推進する。

### ◇措置の概要

上記検討方針に従い、歴史的建築物の活用等が円滑に行われるよう、全国の地方公共団体に技術的助言を通知し、制度の推進を図る。

### ◇通知の主な内容

- ・ 地域において歴史的建築物の活用に関する要望がある場合、建築基準法第3条第1項第3号の規定に基づき、柔軟に建築基準法を適用除外とすることが可能であること。
- ・ 地方公共団体が、あらかじめ建築審査会の同意を得て建築基準法を適用除外するための包括的な同意基準を定めれば、地方公共団体に設ける歴史的建築物の保存活用、構造安全性に詳しい者からなる委員会等により同意基準に適合することが認められた歴史的建築物については、建築審査会の個別の審査を経ずに建築基準法を適用除外とすることができること。
- ・ 包括的な同意基準は、地域における歴史的建築物の実情や要望、歴史的建築物の保存活用、構造安全性に詳しい者等の意見を十分踏まえ定めること。
- ・ 法第3条第1項第3号の規定適用の考え方について疑問等があれば、国土交通省に対し積極的に相談頂きたいこと。また、今後全国から収集した適用事例を提供するので参考とすること。

### ◇通知の時期

年内を目途。